

信用保証料の計算方法

信用保証料額について

保証料率は年率建になっており、計算は年率で行いますが、年に満たない部分は月率で、月に満たない部分は日率で行います。

なお、計算の際に生じた円未満の端数は切り捨てます。(月・日率については小数点第5位切捨となります。)

① **期日一括返済**(根保証の場合を含む)は、次の計算によります。

$$\text{保証料額} = \text{保証金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間}$$

例1)

保証金額: 1,000千円
保証料率(年): 1.00%
保証期間: 1年
 $1,000千円 \times 1.00\% \times 1年 = 10,000円$

例2)

保証金額: 1,000千円
保証料率(月): 0.0833%(1.00%/12ヶ月)
保証期間: 6ヶ月
 $1,000千円 \times 0.0833\% \times 6ヶ月 = 4,998円$

例3)

保証金額: 1,000千円	$1,000千円 \times 0.0833\% \times 2ヶ月 = 1,666円$
保証料率(月): 0.0833%(1.00%/12ヶ月)	$1,000千円 \times 0.0027\% \times 21日 = 567円$
(日): 0.0027%(1.00%/365日)	計 2,233円
保証期間: 4月1日~6月21日	

② **分割返済**(均等・不均等)は次の計算によります。

$$\text{保証料額} = \text{予定保証残高} \times \text{保証料率} \times \text{期間}$$

(注) 期間とは保証期間を分割返済期日により区分した期間をいう

例4)

保証金額: 3,000千円	$3,000千円 \times 0.0833\% \times 1ヶ月 = 2,499円$
保証料率(月): 0.0833%	$2,000千円 \times 0.0833\% \times 1ヶ月 = 1,666円$
保証期間: 3ヶ月	$1,000千円 \times 0.0833\% \times 1ヶ月 = 833円$
返済方法: 貸出後1ヶ月後から毎月1,000千円返済、残高1,000千円期日返済	計 4,998円

延滞保証料額について

月々の約定返済日より返済が遅れた場合、また最終期日に完済されなかった場合、延滞保証料をお支払いいただきます。

延滞保証料の料率は、年3.65%です。延滞保証料の計算は次の方法によります。

$$\text{延滞保証料額} = \text{延滞額} \times \text{延滞保証料率} \times \text{延滞期間}$$

例1)一括返済の場合

保証残高: 1,000千円
弁済期日: 4月1日
弁済日: 4月5日
 $1,000千円 \times 3.65\% \times 4日/365日 = 400円$

例2)分割返済の場合

毎月の返済金額: 100千円
毎月の弁済日: 1日
弁済があった日: 5日
 $100千円 \times 3.65\% \times 4日/365日 = 40円$

※延滞保証料は、信用保証協会にて計算し、金融機関に徴収していただきます。

→延滞保証料徴収額は、利息制限法及び出資法に基づき、保証料等と合算して保証料徴収上限額(法定上限の2分の1)の範囲内となっています。

ワンポイント その4

■保証料返戻手続

借換等により繰上完済した場合、保証料の返戻を行います。

繰上完済後、協会が完済処理(※)を行い、それに基づいて信用保証協会から中小企業の皆様へ直接通知します。保証料返戻は全て請求に基づいて行いますので、中小企業の皆様は「保証料返戻請求書」を金融機関経由もしくは信用保証協会に直接提出して頂きます。

(※) 完済後、金融機関貸付担当者の方は、完済通知書を記入の上、信用保証協会へ提出してください。

必要に応じて、貸付金償還通知書(及び信用保証書(金融安定化保証制度で、残高借換により完済した場合))も併せて提出してください。

信用保証料等徴収要領(抜粋)

第7条信用保証料の返戻(返戻保証料)

- 信用保証料は違算過取の場合を除いて、原則として返戻しない。
ただし、被保証債務の繰上完済の場合は、返戻保証料が1件1,000円を超えるものについて返戻することができる。
- 返戻はすべて請求に基づいて行う。
なお、繰上完済による返戻の場合は、協会から被保証人へ通知し、被保証人は「保証料返戻請求書」を協会へ提出するものとする。
- 返戻保証料の計算
 - 違算過取の場合は、その全額を返戻する。
 - 被保証債務の繰上完済にかかる返戻保証料は、保証期間を保証料計算の起算日(条件変更を経由した保証である場合は直近の変更保証承諾日)から1年毎に区分し、完済日の属する1年については未経過保証料の90%(ただし、特定社債保証制度における買入消却に伴う保証残高の減少または消滅については返戻しない)、1年を超える未経過保証料についてはその全額とする。

■返戻保証料の計算

(例) Y社は平成24年5月31日に800万円借入(7年返済)をした。

期中、平成27年12月1日(借入から3年6カ月経過)に借換をし、繰上完済をした。

①	保証料計算額	226,951円
②	徴収保証料(完済年度末)	184,225円
③	徴収保証料(完済日)	169,364円
④	返戻保証料計算額	56,100円

←保証料率0.8%、7年返済で計算した保証料額

←完済日の属する年度末までの保証料額

←完済日までの保証料額

Point!!

被保証債務の繰上返済に係る返戻保証料は、完済日から10年経過した場合については、未経過保証料の返戻はいたしません。

$$(\text{①}-\text{②}) + ((\text{②}-\text{③}) \times 90\%) = \text{④}$$




■信用保証料返戻手続きの流れ

1 金融機関

保証付融資の完済後、信用保証協会に対して完済通知書を提出します。

2 信用保証協会

完済処理を行い、返戻する保証料がある場合は、中小企業者に対して「保証料の返戻についてのご案内」をお送りします。(完済処理後の毎月10日・25日に信用保証協会から中小企業の皆様へ直接発送します。)

3 中小企業者

「保証料の返戻についてのご案内」下部の【保証料返戻請求書】に振込先金融機関名、口座番号等の所定事項を記入した上、信用保証協会宛に返送します。

4 信用保証協会

請求書に従い、指定された口座へ返戻保証料を振り込みます。(通常、信用保証協会へ請求書を返送いただいてから1週間程度でお振込みします。)

Point!!

- ①完済報告遅延、請求書の提出が無い場合、またお客様の返済状況等により、返戻不可または減額となることがあります。
- ②完済処理から返戻保証料振込まで、通常1ヶ月程度を要します。お急ぎの場合は、信用保証協会までご連絡ください。